

平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	91	課 程 (障がい種別)
学 校 名	福岡県立鞍手高等学校	※ 全日制 (定時制) 通信制 ()

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(定義)

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

全ての生徒が互いを思いやり、安心して学校生活を送ることができるよう、安全な学校環境の実現に取り組み、学校内外問わず、いじめが行われなくなることを目標とする。

また、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす深刻な影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う必要がある。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、人として決して許されない行為であるが、どの生徒達にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のため、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点からの取組を行うことが重要である。生徒が、いじめのない学校で、安心して生き生きと生活するためには、いじめの未然防止の観点から豊かな人間性を育み、いじめが発生しない学校の風土づくりのために、関係者が一体となって、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施することが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善に図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や学校設置者と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用に努める。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは陰湿化しやすく、さらにはいじめの巧妙化や擬装化など、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もある。そのため、発見は遅れがちになり、深刻化し解決しにくい状況となることを認識し、背景にある事情の調査や些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わり、いち早く把握して迅速に対応する必要がある。

どんな小さな変化や危険信号も見逃さないよう教職員一人一人が意識を高め、生徒を見取るアンテナを高く保ち、いじめの認知について必要な取組を積極的に進め、いじめの早期発見につなげなければならない。

（2）いじめの早期発見のための措置

- 1) いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対して「いじめアンケート」または「学校生活アンケート（每学期1回）」を月1回実施するとともに、個人面談及び教育相談を充実させる等、必要な措置を講ずる。また、いじめの早期発見のための「家庭用チェックリスト」を全家庭に配布し、家庭と連携して生徒を見守る。
- 2) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、日頃からいじめを訴えやすい環境をつくる。また、教育相談担当教員によるきめ細かな対応により、いじめに関して抵抗なく相談できる体制を整備する。
- 3) いじめの防止や早期発見、組織的対応に関する職員研修を実施し、いじめの防止・早期発見に関する教職員の資質の向上を図る。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめの防止等のための基本的な方針」5頁）

※ 心理的又は物理的な影響あると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応すること。

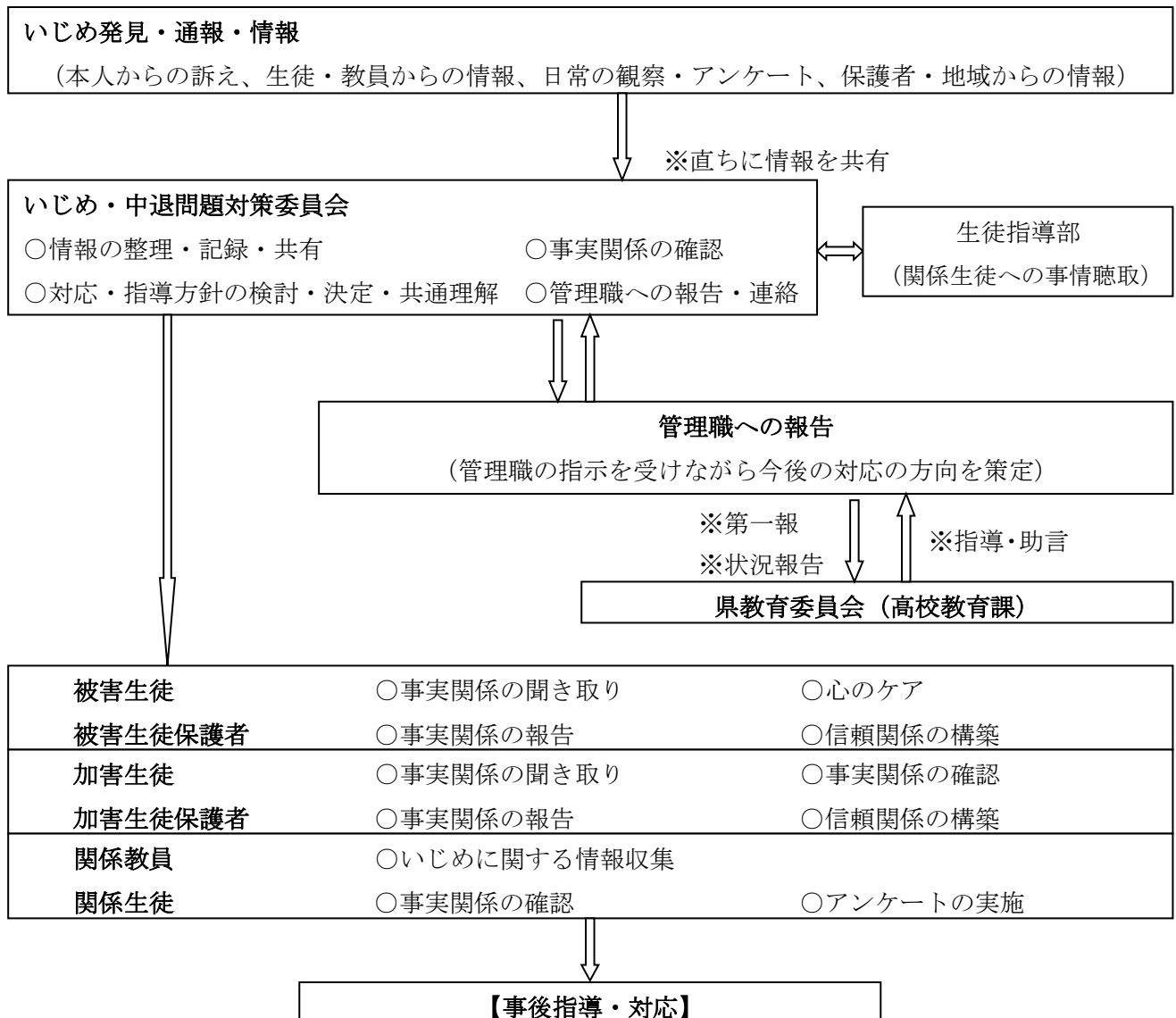
※ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは規定に違反し得る。また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ電話で第一報を行う。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

いじめ発見・通報時の対応（フローチャート）



(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒や保護者に対し、いじめられている生徒に責任があるという考え方はあつてはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと示し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめた生徒の別室指導や出席停止制度の活用などにより、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくり、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得て対応を行う。

いじめが解決したと思われる場合でも、相当の期間継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、その指導にあたり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめたとされる生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させ、深い反省のもと、二度とこのような行為をしないよう指導していく。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。教育上必要があると認め、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことのできるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、周りではやし立てるなど同調して「観衆」として行動していた生徒、見て見ぬふりをして「傍観者」として行動していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担・助長する行為であり、いじめを受ける生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。なお、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない行為である」ということを生徒に徹底して伝え、学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは、プロバイダ責任制限法に沿って、違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務省人権擁護機関や直方警察署等、外部機関の協力を得る。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに直方警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「いじめ・中退問題対策委員会」が適切に調査し、生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

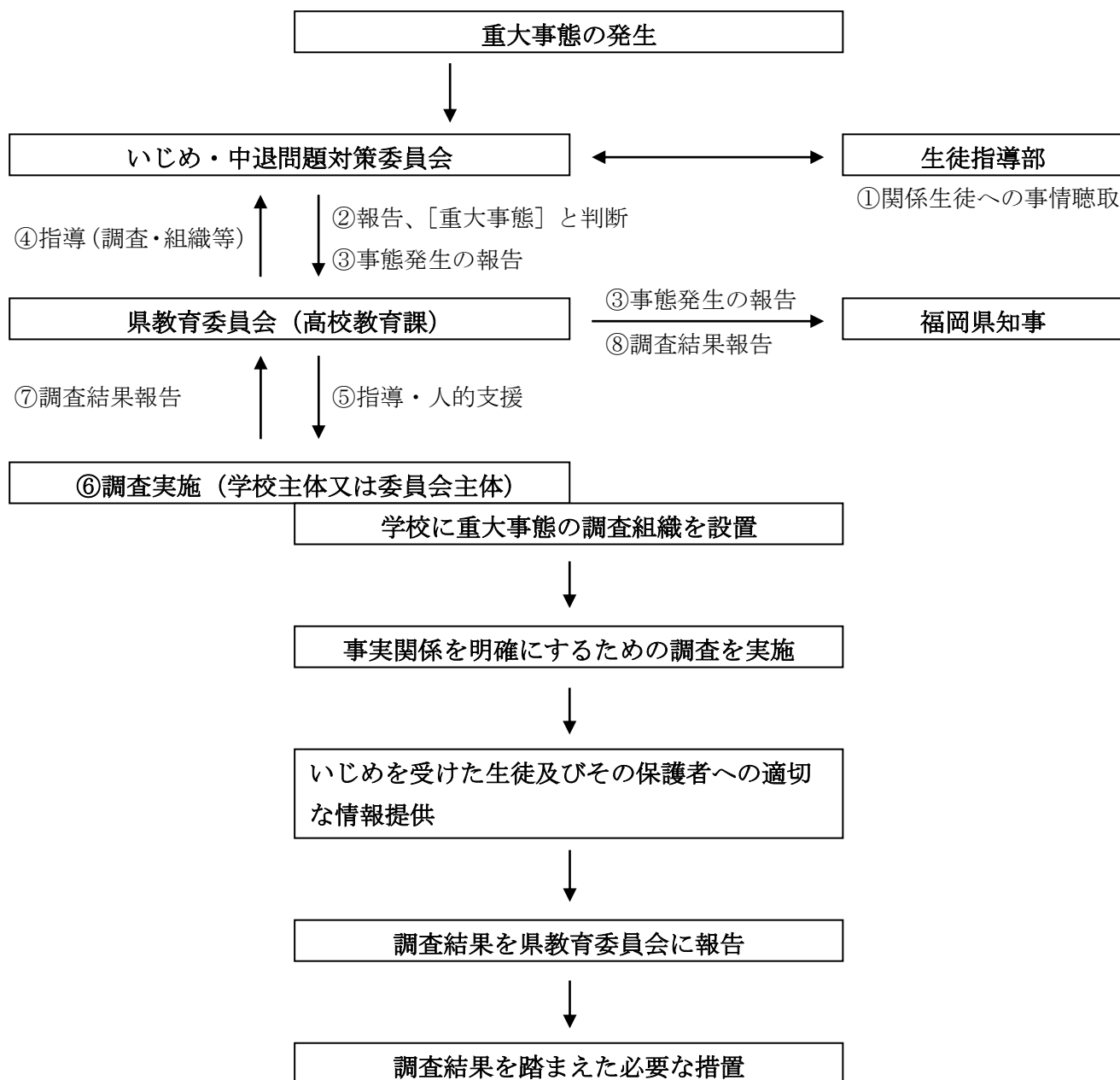
被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査



(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

②調査結果の報告

調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県教育委員会を通じて、知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ・中退問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。

②いじめの相談・通報の窓口として役割を担う。

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった役割を担う。

⑤学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

①当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

②「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。

③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

7 学校評価

学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組については、以下の項目と達成目標を設定し学校自己評価で評価するとともに、学校のホームページを活用して評価結果を公表する。また生徒の意見については、本校で行われる生徒アンケートに、いじめ問題に関する項目を設定し確認する。

<評価項目と達成目標>

- いじめを許さない環境づくりに係る取組→全ての生徒会行事における生徒会目標の確認
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実効→いじめ問題対処マニュアルの見直しと周知
- 定期的・必要に応じたアンケートの実施→アンケートの実施と回答の丹念な点検
- 個人面談・保護者面談の実施→面談の実施といじめ等の有無や心配なことの確認
- 校内研修の実施→早期の職員研修における「学校いじめ防止基本方針」の確認

これらの評価結果については、いじめ・中退問題対策委員会で確認し、評価項目や達成目標の妥当性と必要な改善策について議論するとともに、生徒・保護者からの意見を参考にしながら、PDCAサイクルに基づいて「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うものとする。